



組合のひろば

● 四日市諏訪西商店街振興組合

コロナ禍の取り組み事例紹介

四日市諏訪西商店街振興組合(川村公博理事長)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況の中、昨年6月に「飲食店応援～さきめし券～プロジェクト」を立ち上げ、応援したい飲食店を指定して、事前に食事券を購入できる券を発行しました。

また、各組合員の店舗がお客様に安全・安心にお買い物をして頂けるように、新型コロナウイルス対策に取り組んでいることをPRと、組合員及び商店街の活性化を目的に、「コロナ禍スタイル」「商店街は笑店街」の、のぼり旗の設置を行いました。



● 四日市諏訪商店街振興組合

中小企業組合等課題対応支援事業を実施して「オープンストリートin四日市」を開催



四日市諏訪商店街振興組合(服部晃典理事長)は、令和3年度中小企業組合等課題対応支援事業(中小企業組合等活路開拓事業)を実施して、「ウォーカブルなまちづくりのための調査・研究と商店街のビジョン策定」をテーマにした四日市諏訪商店街の街路空間及び沿道建物のあり方についての調査・研究を実施しています。その調査・研究事業では、11月27日(土)と28日(日)の2日間、「オープンストリートin四日市」と題したストリートイベントを開催し、来場者へのアンケート調査と街路空間や沿

道の使われ方を測るための歩行者のアクティビティ調査を実施しました。諏訪新道では「新道ブロックパーティー」として、歩行者天国でのロングテーブルの設置と、ワークショップやステージ演奏を実施し、表参道スワマエでは「こみちびらき」として、ものづくりワークショップやスクリーンによる映像上映をし、組合員も出店して、来場者へのアンケート調査を行いました。組合ではこの調査結果を分析し、今後の商店街のあり方について検討しながら、ビジョンを作成する計画です。



チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

あなたも組合士! (令和2年度中小企業組合検定試験「組合制度」第4問より抜粋)

次に掲げた条文は、「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」の条文です。

下線が引かれた箇所の内容について、正しく解答してください。

〈解答は、11ページをご覧ください。〉

A. 中小企業等協同組合法(脱退者の持分の払戻)

第二十条 組合員は、第十八条又は前条第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は、一部の払戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した時における組合の財産によって定める。

B. 中小企業等協同組合法(設立の認可)

第二十七条の二 発起人は、創立総会終了後十四日以内に、定款並びに事業計画、役員の名氏及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

C. 中小企業等協同組合法(役員)の連帯責任

第三十八条の四 役員が組合又は組合員に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、ほかの役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

※お詫び 中央会レポートみえ・秋号9ページに掲載しましたあなたも組合士(令和2年度中小企業組合検定試験「組合運営」第3問より抜粋)の第5問の解答に誤りがございましたのでお詫び申し上げます。正しい回答は右記の通りとなります。今後はこのようなことがないよう確認体制を徹底してまいります。

| | | |
|---|---|---|
| 誤 | → | ○ |
| 正 | → | × |